

第19回宮古市農業委員会  
総会議事録

宮古市農業委員会

## 第19回宮古市農業委員会総会議事録

令和4年11月25日、第19回総会は市役所2-1会議室に招集された。

1. 開会日時 令和4年11月25日(金)午後1時30分
2. 閉会日時 令和4年11月25日(金)午後2時20分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 7名)

2番 古舘 秀巳 委員	4番 山崎 安人 委員	5番 中野 正隆 委員
6番 福士 永輝 委員	7番 去石 徹 委員	9番 阿部 剛夫 委員
10番 飛澤 教男 委員		

4. 欠席した委員は次のとおりである。(欠席委員 2名)

3番 竹野 牧子 委員	8番 畠山 一伸 委員
-------------	-------------

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長 飛澤 寛一  
次 長 中屋 和秀  
主 査 小野寺 泉

6. 会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員及び書記の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
- 議案第4号 農地法の適用外証明願いについて
- 議案第5号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の審議について

— 午後1時30分 開会 —

議長  
(飛澤教男会長)

本日は、3番竹野牧子委員、8番畠山一伸委員から欠席の連絡がありました。

現在、委員9名中7名の出席です。

宮古市農業委員会会議規程第11条の定足数に達しておりますので、これより第19回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

次に、「宮古市農業委員会憲章9番」を朗読いたします。

憲章を読み上げますので、復唱願います。

(憲章9番)

(宮古市農業委員会憲章朗読)

議長

ありがとうございます。

それでは、日程第1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。

お諮りいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第13条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議事録署名委員には6番福土委員と7番去石委員を、書記には事務局の小野寺主査を指名いたします。

(報告第1号)

次に、日程第2、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。小野寺主査。

小野寺主査

議案書の1ページをお開き願います。

(議案書の報告第1号を朗読)

今月の受理件数は10件です。取得事由はすべて相続で、農業委員会によるあっせん希望が1件ございました。案件の5番目があっせんを希望している届出です。相続人からあっせん希望の土地について、詳しい届出があり次第、あっせんリストに登載いたします。

また、案件の9番目と10番目は届出人が同じですが、9番目は■■■から10番目は■■■からの相続となっております。

それでは、11月分届出合計を読み上げて報告いたしますので、5ページをお開き願います。

(議案書を朗読して報告)

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

報告ではございますが、皆さんから何かお聞きしたいことがあればお受けしたいと思います。

なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。

どなたかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長  
(議案第1号)

次に、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。

それでは、付議番号1番について事務局より説明願います。小野寺主査。

小野寺主査

議案書の6ページをご覧願います。

(議案第1号を朗読)

付議番号1番についてご説明いたします。申請地所在図は1ページ、資料はナンバー1をご用意願います。

(議案第1号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

それでは資料をもとにご説明いたします。資料のナンバー1をご覧願います。

去る11月15日に月当番の去石委員、地区担当推進委員の堀内委員、事務局から私の3名で現地を確認いたしました。

2権利移転の理由でございますが、譲受人は(3)新規取組み、譲渡人は①自作地有償所有権移転で、14その他の、農地を相続したが、農業経営していないため、有効に活用されるよう譲渡するものでございます。裏面をご覧願います。3の農地法第3条第2項および第3項の該当状況につきましては(1)の移動する権利の種類は移転、(2)の移動する農地または採草放牧地の区分は農地で自作地、(3)の農地法第3条第2項該当の有無は第1号から第7号まで該当する項目はなく、許可要件をすべて満たしております。4、5及び7番の項目につきましても該当はなく、以上のことから6調査者の意見につきましては、条件なく許可相当と認められるものでございます。

なお地区担当推進委員の堀内委員は異議がないとのことでした。

以上で説明を終わります。

議長

次に、月当番7番去石委員に発言を許します。去石委員。

7番去石委員

7番去石です。事務局の説明のとおり問題ないと思って見てきました。よろしくご審議のほどお願いします。

議長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、これで付議番号1番の審議を終わります。

次に、付議番号2番について、事務局より説明願います。小野寺主査。

小野寺主査

付議番号2番についてご説明いたします。申請地所在図は1ページ、資料はナンバー1の2をご用意願います。

(議案第1号付議番号2番を議案書の朗読により説明)

それでは資料をもとにご説明いたします。資料ナンバー1の2をご覧願います。

去る11月15日に 月当番の去石委員、地区担当推進委員の堀内委員、事務局から私の3名で現地を確認いたしました。

2 権利移転の理由でございますが、借受人は(3)新規取組み、貸渡人は③賃借権、使用貸借による権利の設定の39 その他の、農地を相続したが農業経営していないため、有効に活用されるよう借受人に無償で貸し渡すものでございます。裏面をご覧ください。3の農地法第3条第2項及び第3項の該当状況につきましては、(1)の移動する権利の種類は使用貸借による権利の設定、(2)の移動する農地または採草放牧地の区分は農地で自作地、(3)の農地法第3条第2項該当の有無は第1号から第7号まで該当する項目はなく、許可要件をすべて満たしております。4、5及び7番の項目につきましても該当はなく、以上のことから6調査者の意見につきましては、条件なく許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の堀内委員は異議がないとのことでした。  
以上で説明を終わります。

議 長

次に、月当番7番去石委員に発言を許します。去石委員。

7番去石委員

7番去石です。事務局の説明のとおりで問題はないと思って見てきました。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長

説明が終わりました。  
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、これで付議番号2番の審議を終わります。  
以上で議案第1号の審議を終了いたしました。  
これより、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

(議案第2号)

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。  
付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

議案書の7ページをご覧ください。  
(議案書の議案第2号を朗読)  
付議番号1番についてご説明いたします。所在図は2ページ、資料のナンバー2をご用意願います。  
(議案第2号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー2 をご覧願います。

令和4年11月15日に月当番の去石委員と私で現地を確認しております。本案件は8月に農振除外のご審議をいただいている案件でございます。地区担当推進委員の大森委員には8月22日に現地をご確認いただいております。

1の農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。農地の種類は、農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地でございます。(2)から(4)まで及び(6)は転用許可基準からみて特に問題はなく、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)、(7)及び(8)については該当ございません。2他法令関連事項欄でございますが(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農業振興地域整備計画との関連は、農業振興地域内で農用地区域外でございます。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の大森委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の7番去石委員に発言を許します。去石委員。

7番去石委員

7番去石です。この場所は農道と山に挟まれた狭い土地で、行ったときにはもう木を切ってあったので、なかなか広いようには見えませんが、木を切る前だと結構太い木が生えてましたので、しばらくやってなかったというのは明らかなので、異議はないかと思って見てきました。よろしく願います。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。

以上で、議案第2号の審議を終了いたしました。

これより、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり許可相当として、県知事へ意見を送付いたします。

(議案第3号)

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。

付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

議案書の 8 ページをお開き願います。

(議案書の議案第 3 号を朗読)

付議番号 1 番についてご説明いたします。所在図は 3 ページ、資料のナンバー 3 をご用意願います。

(議案第 3 号付議番号 1 番を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー 3 をご覧願います。

令和 4 年 11 月 15 日に月当番の去石委員と私で現地を確認しております。本案件についても、8 月に農振除外のご審議をいただいております。地区担当推進委員の大森委員は、8 月 22 日に現地を確認しております。

1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、農用地、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第 2 種農地でございます。(2)から(4)まで及び(6)は転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)、(7)及び(8)は該当ございません。2 他法令関連事項欄でございますが(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございますが、30 アールを超える案件でございますので、一般社団法人岩手県農業会議の意見を聴取することとなるものでございます。

なお、地区担当推進委員の大森委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の 7 番去石委員に発言を許します。去石委員。

7 番去石委員

7 番去石です。現地を見てきた感じでは、もう耕作はほとんどやっていない状態なので、それはいいかなと思ってきてきました。ただちょっと、家の周りをぐるっと囲むように太陽光発電が出るのはあまり良くないような気はしたんですけども、農業委員会が言うことではないので今回はこれでいいと思います。よろしく願います。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号 1 番の審議を終わります。

次に、付議番号 2 番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

議案書の 8 ページをご覧願います。

付議番号 2 番についてご説明いたします。所在図は 4 ページ、資料のナンバー 3 の 2 をご用意願います。

(議案第 3 号付議番号 2 番を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー 3 の 2 をご覧願います。

11月15日に月当番の去石委員と私で現地を確認しております。本件も8月に農振除外のご審議をいただいた案件で、地区担当推進委員の後藤委員には8月22日に現地を確認していただいております。

1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、農用地、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地でございます。(2)から(5)までは転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(6)から(8)までは該当ございません。2 他法令関連事項欄でございますが(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域内で用途地域の指定はございません。(3)農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の後藤委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の7番去石委員に発言を許します。去石委員。

7番去石委員

7番去石です。現地に行ってみた感じで、今まで宅地になっていなかったのが不思議なような場所で、問題ないと思ってみてきました。よろしくお願ひします。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。

次に、付議番号3番について、事務局より説明願ひます。中屋次長。

中屋次長

議案書の9ページをご覧願ひます。

付議番号3番についてご説明いたします。所在図は5ページ、資料のナンバー3の3をご用意願ひます。

(議案第3号付議番号3番を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー3の3をご覧願ひます。

11月15日に月当番の去石委員、地区担当推進委員の畠山委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、■■■から300メートル以内の区域内にある農地で第3種農地でございます。(2)から(7)までは転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(8)は該当ございません。2 他法令関連事項欄でございますが(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。他法令による許認可等は砂利採取法に基づく砂利採取計画の認可がでございます。



以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、砂利採取法に基づく砂利採取計画の認可を条件として許可相当と認められるものでございます。

また、この付議番号 3 番と次にご審議いただく付議番号 4 番は、同一の事業に供するもので、併せて 30 アールを超える案件でございますので、一般社団法人岩手県農業会議の意見を聴取することになるものでございます。

なお、地区担当推進委員の畠山委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の 7 番去石委員に発言を許します。去石委員。

7 番去石委員

7 番去石です。事務局の説明のとおり問題ないと思って見てきました。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号 3 番の審議を終わります。

次に、付議番号 4 番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

付議番号 4 番についてご説明いたします。所在図は 5 ページ、資料のナンバー 3 の 4 をご用意願います。

(議案第 3 号付議番号 4 番を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー 3 の 4 をご覧願います。

11 月 15 日に月当番の去石委員、地区担当推進委員の畠山委員、事務局から私の 3 人で現地を確認しております。

1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、■■■から 300 メートル以内の区域内にある農地で第 3 種農地でございます。(2)から(7)までは転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(8)は該当ございません。2 他法令関連事項欄でございますが(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。(4)他法令による許認可との関連は砂利採取法に基づく砂利採取計画の認可がでございます。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、砂利採取法に基づく砂利採取計画の認可を条件として許可相当と認められるものでございます。

なお、前件と同様に一般社団法人岩手県農業会議の意見を聴取するものでございます。

なお、地区担当推進委員の畠山委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の7番去石委員に発言を許します。去石委員。

7番去石委員

7番去石です。事務局の説明のとおり問題ないと思って見てきました。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長

説明が終わりました。  
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号4番の審議を終わります。  
次に、付議番号5番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

付議番号5番についてご説明いたします。所在図は6ページ、資料のナンバー3の5をご用意願います。

(議案第3号付議番号5番を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー3の5をご覧願います。

11月15日に月当番の去石委員、事務局から私が現地を確認しております。本案件は8月に農振除外をご審議いただいたもので、地区担当推進委員の野尻委員には8月22日に現地を確認いただいております。

1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、農用地、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地でございます。(2)から(5)までは転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(6)から(8)までは該当ございません。2 他法令関連事項欄でございますが(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。(4)は該当ございません。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の野尻委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の7番去石委員に発言を許します。去石委員。

7番去石委員

7番去石です。事務局の説明のとおり問題ないと思って見てきました。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長

説明が終わりました。  
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号5番の審議を終わります。  
以上で、議案第3号の審議が終了いたしました。  
これより、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり許可相当として、県知事へ意見を送付いたします。ただし、付議番号1番、3番及び4番につきまして、一般社団法人岩手県農業会議の意見を聴取することといたします。

(議案第4号)

次に、議案第4号「農地法の適用外証明願いについて」を議題といたします。  
付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

議案書の10ページをお開き願います。  
(議案書の議案第4号を朗読)  
付議番号1番についてご説明いたします。所在図は7ページ、資料のナンバー4をご用意願います。  
(議案第4号付議番号1番を議案書の朗読により説明)  
資料のナンバー4をご覧願います。  
11月15日に月当番の去石委員、地区担当推進委員の堀内委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。  
1 適用外証明の範囲の(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。2 他法令関連事項でございますが、農業振興地域整備計画との関連は、■■■は農業振興地域内で農用地区域外、■■■は農業振興地域内で農用地区域内でございます。3 調査意見、結論でございますが、1 適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号1番の申請内容は相当と認められるものでございます。  
なお、地区担当推進委員の堀内委員は、異議がないということでございます。  
説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の7番去石委員に発言を許します。去石委員。

7番去石委員

7番去石です。現地を見てきたところで■■■のほうはもう木が生えて林みたいになってたんで、そのとおりかなと思って見てきました。■■■は、まだ木が生えてるってほどではないんですけども、やる人がいないならいたしかたないかなと思って見てきました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。  
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。  
次に、付議番号2番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

付議番号2番についてご説明いたします。所在図は8ページ、資料のナンバー4の2をご用意願います。

(議案第4号付議番号2番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー4の2をご覧願います。

11月15日に月当番の去石委員、地区担当推進委員の伊東委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

1 適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。2 他法令関連事項、農業振興地域整備計画との関連は、振興地域外で農用地区域外でございます。3 調査意見、結論でございますが、1の適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号2番の申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の伊東委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の7番去石委員に発言を許します。去石委員。

7番去石委員

7番去石です。現地を見てきた感じで、住宅地の真ん中にある場所にある宅地なんでそのとおりでとは思って見てきました。ただ届出人の住所が■■■■でこっちは住所にはなっていないんですけども、人も今ちょっと住んでる気配もなかったんですけども、それは問題ないかなと思って見てきました。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長

説明が終わりました。  
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。  
次に、付議番号3番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

議案書の11ページをご覧願います。

付議番号3番についてご説明いたします。

(議案第4号付議番号3番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー4の3をご覧願います。

11月15日に月当番の去石委員、地区担当推進委員の金澤委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

1 適用外証明の範囲は(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。2 他法令関連事項でございますが、農業振興地域整備計画との関連は、振興地域外で農用地区域外でございます。3 調査意見、結論でございますが、1 適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号3番の申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の金澤委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の7番去石委員に発言を許します。去石委員。

7番去石委員

7番去石です。現地を見てきて、そのとおり更地になっていましたし、もう周りは完全に住宅とかになってる場所なんで問題ないと思って見てきました。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号3番の審議を終わります。

以上で議案第4号の審議を終了いたしました。

これより、議案第4号「農地法の適用外証明願いについて」を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

(議案第5号)

次に、議案第5号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の審議について」を議題といたします。

事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

議案書の12ページをご覧ください。

(議案第5号を議案書の朗読により説明)

付議番号1番から70番まででございます。個々の案件については、説明を省略させていただきます。農地利用状況調査によって、農地に復元することは困難と認められた土地でございます。議決をいただいた後に所有者へ非農地

である旨の通知を発送いたします。合計を申しあげます。15 ページをお開き願います。

(議案書の合計を朗読)

説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

これで議案第 5 号の審議を終了しました。

これより、議案第 5 号「農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨の審議について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、議案第 5 号は原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日予定した日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第 19 回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。ありがとうございました。

— 午後 2 時 20 分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員会会議規程第 30 条第 2 項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長 飛澤 教男

署名委員 福士 永輝

署名委員 去石 徹